

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター
2023.6.10発行〈通巻第544号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



アウトプット指標、アウトカム指標で労働災害減少達成へ 第14次労働災害防止計画がスタート	2
死ぬまで元気です vol.59 右田孝雄	9
2023中皮腫啓発月間のお知らせ	10
韓国からのニュース	12
前線から	15
労災受給の権利を事業主から守れ!メリット制廃止の院内集会参加レポート/東京	
2023年夏期カンパのお願い	19

5月の新聞記事から/18
表紙/メリット制の廃止を!院内集会で報告する嶋崎量弁護士
(5月22日 15P本文参照)

アウトプット指標、アウトカム指標で 労働災害減少達成へ

第14次労働災害防止計画がスタート

第13次災防計画の 数値目標達成状況は？

厚生労働省は2023年4月を起点とし、2027年度が終わる2028年3月までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画を策定、3月に公表した。

労働災害防止計画は、昭和20年代の戦後復興期以降、労働災害が急増し続けていた1958（昭和33）年に閣議決定によって策定された「産業災害防止5カ年計画」が最初で、その後1964年に制定された「労働災害防止団体等に関する法律」により、法律に定めのある制度となった。さらに労働安全衛生法が制定された1972年には、同法に引き継がれ、「第2章 労働災害防止計画」の第6条～第9条に規定される計画となっている。つまり、今年3月までの第13次で65年間にわたり、日本の労働災害防止のための施策推進の長期的な指針が定められてきたということになる。

労働災害防止計画は5年という長期計画なので、当初より目標となる数値が設定されてきた。たとえば前年の労働災害死亡者数が5621人だった第1次災防計画は、死傷災害発生件数を5年で半減させると目標をたて、次の1963年の第2次では労働者千人当たり

死傷災害発生率を概ね半減させるとした。この時期の日本の労働災害発生状況は厳しい状況にあり、目標を達成するには至らず、以降の計画では目標を「大幅な減少を図る」のような表現が目立つようになる。

しかし2003年の第10次災防計画あたりからはより具体的な数値目標の設定がなされるようになる。たとえば同計画では「計画期間中における労働災害総件数を20%減少させること」とした。さらに2008年の第11次災防計画では、「ア 死亡者数について、2012年において、2007年と比して20%以上減少させること、イ 死傷者数について、2012年において、2007年と比して15%以上減少させること。ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。」とより具体的な設定となった。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針が策定されたのが1999年であり、労働安全衛生施策においても、目標達成へむけてPDCAサイクルを回す観点から、明確に数値目標が掲げられるようになったといつてよい。

第13次災防計画で掲げられた数値目標は次のようなものだった。

①死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。

- ②休業 4 日以上死傷者数を 5 %以上減少させる。
- ③重点とする業種の目標
- ・建設業、製造業及び林業について、死亡者数を 15%以上減少させる。
 - ・陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を死傷年千人率で 5 %以上減少させる。
- ④上記以外の目標
- ・仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を 90 %以上 (71.2% : 2016 年) とする。
 - ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上 (56.6% : 2016 年) とする。
 - ・ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60 %以上 (37.1% : 2016 年) とする。
 - ・化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート (SDS) の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を 80 %以上 (ラベル表示 60.0%、SDS 交付 51.6% : 2016 年) とする。
 - ・第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を死傷年千人率で 5 %以上減少させる。
 - ・職場での熱中症による死亡者数を 2013 年から 2017 年までの 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 5 %以上減少させる。

歯止めが利かない死傷者数増加傾向

第 13 次の数値目標の達成状況はどうなったかということ、死亡災害は 2017 年の 978 人に対し 2022 年で 774 人 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いたもの、死傷者数についても同じ) なので、21%の減少となり、目標の 15%を上回った。死亡者数について、業種別で重点目標となった建設業、製造業、林業の各業種については、それぞれ 13%、13%、30%の減少となっており、目標値と近い数字を示すものとなった。

しかし、休業 4 日以上の死傷者数については、2017 年の 120,460 人に対し、2022 年は 132,355 人で 10%の増加となり、5 %減少させるという目標とは相反する結果となった。

死傷者数の横ばい又は漸増傾向は、2000 年頃から続いており、とくに 2022 年は増加の程度が大きく、過去 20 年で最多となっている (次ページ図 1 参照)。これを事故の型別で分析すると、「転倒」が最多で腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が次に多く、合わせて全体の 4 割を超え、さらに増加している。年齢別では、60 歳以上が全死傷者数の約 4 分の 1 を占めていて、増加している。

これらの特徴から死傷者数全体の増加傾向は、転倒などの行動系の災害と、高年齢の労働者の災害の増加がその要素となっていることが分かる。

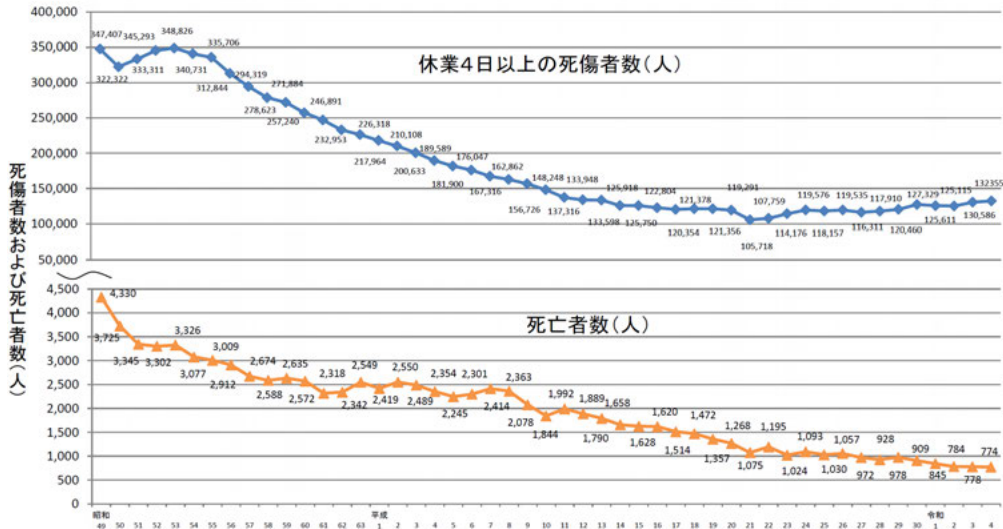
検証重視、 第 14 次災防計画の指標設定

さて、この 4 月からスタートした第 14 次労働災害防止計画は、第 13 次の総括をもとに次の 8 つの重点対策を掲げている。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

図1 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移 (厚生労働省HPより)

- ・ 死亡者数は、平成29年以降減少傾向を維持している。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、近年、増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

そして第14次災防計画がこれまでと大きく異なっているのは、これらの重点目標について、アウトプット指標とアウトカム指標をそれぞれについて示していることである。これまでのように目標となる結果の数値を示して、そのための対策を列挙するだけというス

タイトルをとらない。

アウトプット指標として設定する数値について「事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。」とし、指標の位置づけを明確にする。

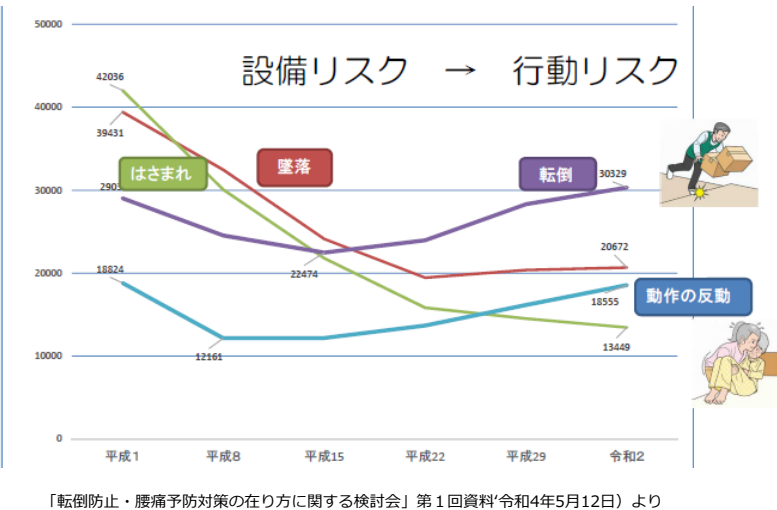
そして「アウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。」とする。つまり、施策として事業者や国が行動し、その結果として現れることが予想されるのがアウトカム指標だ。

したがって「アウトカム指標に掲げる数値は、一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達

成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。」としている。

計画の進捗状況はアウトプット指標によって把握し、予想した結果の数値にどのようにつながるかを期間中に検証しつつ計画は進められる。

図 2 「事故の型」のトレンド



増加する行動系災害への対策強化は？

重点対策の「(2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」は、近年の死傷病報告件数の「事故の型」別のトレンドから導き出された対策である。労働災害といえば、かつては「はさまれ・巻き込まれ」等の設備によるものであったり、「墜落・転落」が代表的なものだった。

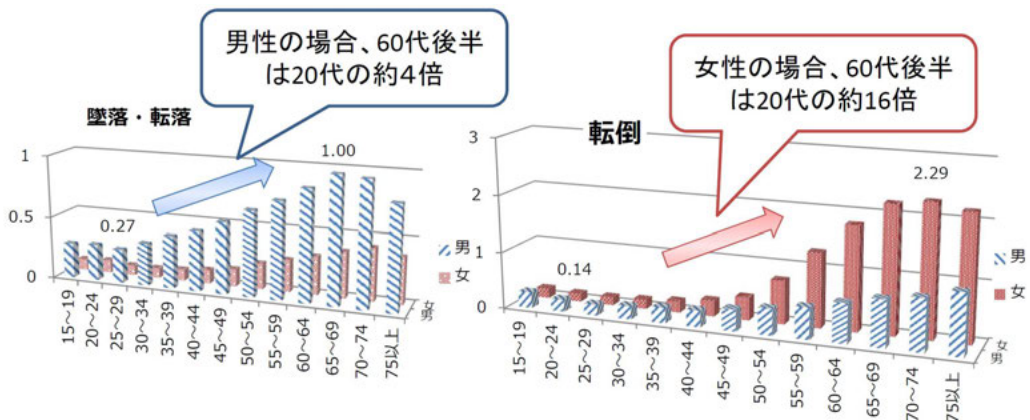
1990(平成2)年まで「はさまれ・巻き込まれ」がトップで翌年から「墜落・転落」がトップになるが、両方とも順調に減少していく。やがて2005(平成17)年には「墜落・転落」に替わって「転倒」がトップに躍り出、そのまま現在に至る。しかも「転倒」は減少するどころかその後、増加の一途をたどっている。また同じように増加する「動作の反動・無理な動作」とともに、ついには全死傷災害の4割を超えるまでになっている(図2)。

「転倒」災害を年齢別、男女別に分析すると、女性の場合60代後半は20代の約16倍となっていて(次ページ図3)、また業種別の死傷災害件数では介護職場を含む医療・福祉職場や小売業が顕著な増加を示し続けている。

これらの状況から示されたアウトプット指標は次のとおりだ。

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
これを受けて設定されたアウトカム指標は次のとおり。
- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷千人率を2027年までに男女ともその増加に

図 3 高齢労働者の労働災害の特徴



※千人率=労働災害による死者数/その年の平均労働者数×1,000
 ※便宜上、15~19歳の死者数には14歳以下を含めた

データ出所：労働者死傷病報告（平成31年/令和元年）
 ：労働力調査（基本集計・年次・2019年）

「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」第1回資料（令和4年5月12日）より

歯止めをかける。

- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

「歯止めをかける」「減少させる」と数値目標を掲げていないが、ここ毎年 5% 増加しているものを減少に転じさせるという指標は具体的なものということになる。ノーリフトケアというハード面の対策や、卸売り・小売業で非正規社員の安全衛生教育実施の比率など、まずは確実なアウトプット指標の履行がどう実現できるかが問題となるだろう。

高齢労働者の労働災害対策は？

「(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進」はどうだろうか。高齢者雇用安定法の改正により、企業は 65 歳までの雇用を確保し、70 歳までの就業機会を確保する努力が求められている。当然職場における高齢

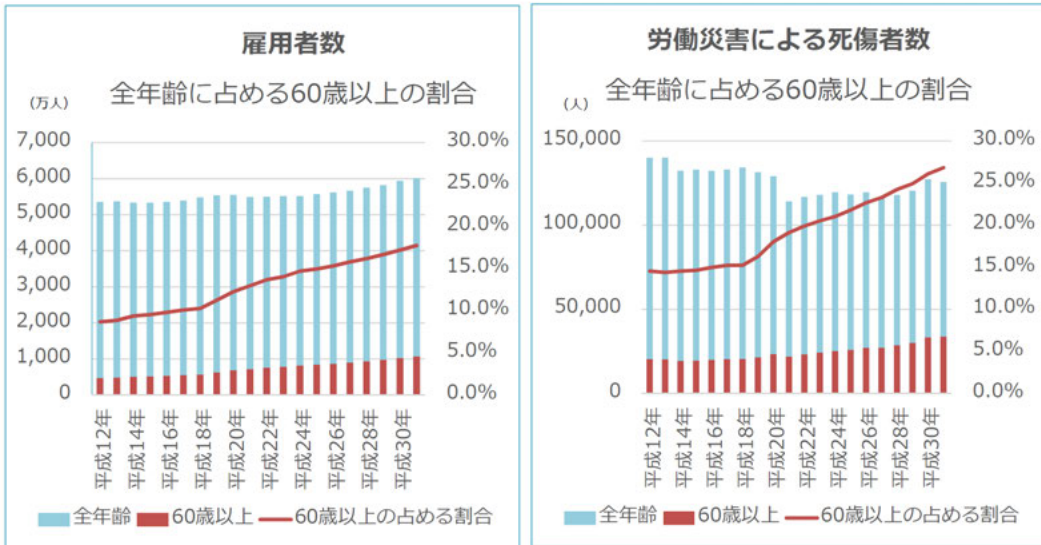
労働者の比率は増えることとなり、全年齢の死傷者数にしめる 60 歳以上の割合はさらに増加している（次ページ図 4）。

年齢別・男女別の死傷年千人率をみると、65～74 歳は 30 歳前後の最小値と比べると、男性で約 2 倍、女性で約 3 倍となっている（次ページ図 5）。

アウトプット指標は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に示されている職場改善等の取り組みを実施する事業場の割合を 50% 以上にするというものだ。これに対応するアウトカム指標は、「60 歳以上の死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。」とされている。

ガイドラインの存在は、2021 年のアンケートで「知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる」事業場の割合は 11.2% だったという。これをこれからの 5 年間のうちに 50% に引き上げ、結果となるアウトカム指標としては死傷年千人率の増加に歯止めをかけるとする。ある意味野心的な

図4 高齢者の就労と労働災害の状況



資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

資料出所：労働者死傷病報告

「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」第1回資料(令和4年5月12日)より

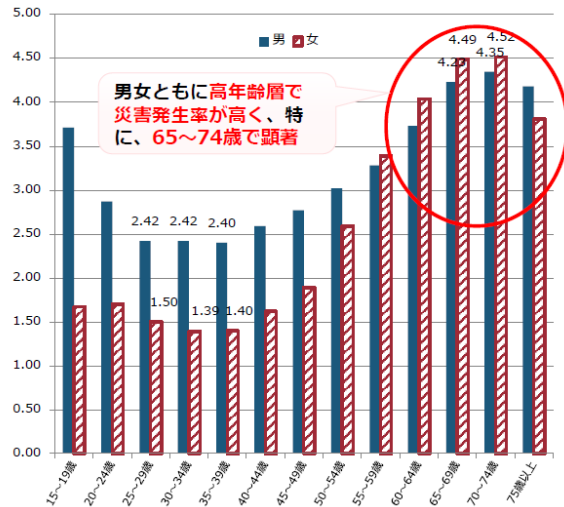
指標設定といえるが、期間中の検証が大事な項目といえるだろう。

計画期間中に検証が大事

8つの重点対策として掲げられたアウトプット指標、アウトカム指標は次ページ表1のとおりだが、今後5年間の国による施策の展開と事業者の行動、そしてその効果の間中も含めての検証が期待されるところだ。もちろん公表されるその時点での数値等にもとづき、各界から計画の修正につながるような議論が起こっても良い。

今後、注目されるところだ。

図5 年齢別・男女別 千人率（「第14次労働災害防止計画の概要」より）



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14再以下を含めた。

第 14 次労災防止計画

表 1 第14次労働災害防止計画のアウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 [重点対策②]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ■ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ■ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 [重点対策③]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（いわゆる「エイジフレンドリーガイドライン」）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 [重点対策④]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進 [重点対策⑥]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 ■ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 ■ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 ■ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ■ 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。 ■ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ■ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組む、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
(オ) 労働者の健康確保対策の推進 [重点対策⑦]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ■ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ■ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ■ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。 <p>労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、アウトカム指標は設定していない。</p>
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 [重点対策⑧]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ■ 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。 ■ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率（当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものを）を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

死ぬまで元気です



Vol.59 右田 孝雄

皆さん、こんにちは。お元気ですか？

私はもう元気です。和歌山の病院から兵庫医科大学病院に転院し、通院は面倒ですがやはり経験豊富なドクターが揃われていることは一種の安心にも繋がります。中皮腫に罹患して丸7年が経過し、8年目に入りましたが、気持ちはまだまだ元気です。

7月は中皮腫啓発月間と一昨年から位置付け、様々なイベントを開催するのですが、今年もたくさんのイベント開催に向けて鋭意準備中です。今回のイベントは主に土曜日に集中していますが、やはり患者さんは病院も休みで自宅にいることも多いのではと考えたのと、講演などお願いするドクターも土曜日の休みを1、2時間程度提供していただくということで、お願いしやすいことから土曜日に集中しました。ドクターも患者団体に頼まれたら断り切れませんよね。でも、ドクターが出演して下さることが当たり前ではないことを自覚して感謝したいと思います。

まず先陣を切って、7月1日東京の銀座にて中皮腫リアルサロン&相談会をします。ここでは国立がん研究センター中央病院の後藤悌先生がリアルで皆さんの相談に答えます。私もザギンでシースーではなく、東京近郊の患者さんたちと寄り添いたいと思います。

そして7日は Meet the Expert「胸膜中皮腫」と題した治療についての講演会で、私もパネリストとして出る予定です。こちらはオンラインでの開催となります。翌日の8日は中皮腫拡大 ZOOM サロンを開催します。こ

ちらでは、「胸膜中皮腫の部屋」「腹膜中皮腫の部屋」「家族の部屋」に分かれてそれぞれの立場で色々体験談や情報の共有をしていただきます。

15日は、みんなで相談 Q&A「胸膜中皮腫」ということで、国立がん研究センター中央病院の吉田達哉先生が皆さんからの相談にオンラインで答えてくださいます。

22日は準備から私もずっと関わってきた兵庫医科大学胸部腫瘍学とキャラバン隊の共催で「市民公開講座」を兵庫医科大学病院の会議室でおこないます。私が司会で、呼吸器内科の栗林康造先生、呼吸器外科の橋本昌樹先生、放射線科の富士原将之先生の3人の先生方からお話を伺います。こちらは会場とオンラインのハイブリッド開催でネット配信も致します。

そして29日には、みんなで相談 Q&A「腹膜中皮腫」ということで、国立がん研究センターの下井辰徳先生、愛知がんセンターの安藤正志先生が腹膜中皮腫について、オンラインで皆さんからの質問にお答えして下さいます。

これだけの先生にお声掛けして、誰一人断ることがなかったんです。本当にご協力いただいた先生方に感謝申し上げます。

当然、これらのイベント全てに私も関わっていきます。ほんまに忙しい夏になりそうですが、私は死ぬまで元気にやりたいことやりますよ。ただ中皮腫啓発月間終わったらちょっと休んでもいいですよ。

7月は
中皮腫
啓発月間!

2023 中皮腫 啓発月間



2023年7月、昨年に引き続き中皮腫啓発月間を、
オンラインとリアルにて各種のプログラムを開催します。

7/1 (土)
14:00 ~ 16:00

中皮腫 銀座サロン

THE FIRST MESOTHELIOMA MEETING IN GINZA

中皮腫患者・家族・遺族のリアル大交流会。
たくさんの中皮腫患者さんやご家族の方々と交流して下さい。

1部

特別ゲストに国立がん研究センターの後藤医師を迎えて
治療・療養の問題について考えていきます。

2部

グループにわかれ交流会を実施します。
(終了後、会場近くで懇親会を予定)

14:00~15:00 悪性胸膜中皮腫
後藤医師参加

申込 ☎ 0120-117-554 コチラのQR
からCheck!



場所 中央区銀座8-2-8 京都新聞銀座ビル
(TKP銀座ビジネスセンター)カンファレンスルーム6A



国立がん研究センター
中央病院呼吸器内科
ごとう やすし
後藤 徳

中皮腫ホットラインも実施

9:00~17:00

☎ 0120 117 554

中皮腫の治療や療養について医療機関関係者や中皮腫患者、患者支援団体のスタッフが相談を受け付けます。
建設アスベスト給付金等の社会保障についてもご相談いただけます。来場しての相談も受け付けます。

申込 申込不要 場所 ミーティングルーム8A

7/7 (金)
18:30 ~ 19:30

オンライン 希少がん Meet the Expert

第19回 悪性胸膜中皮腫 国立がん研究センター×兵庫医科大学

主催:国立がん研究センター 希少がんセンター

国立がん研究センターと兵庫医科大学病院の医師によるオンラインの講演会。最先端の胸膜中皮腫の治療についてお話しします。



国立がん研究センター
中央病院呼吸器内科
ごとう やすし
後藤 徳



兵庫医科大学病院
呼吸器外科診療部長
なせがわ せいじ
長谷川 誠紀



NPO法人 中皮腫サポート
キャラバン 理事 理事長
みぎた たかお
右田 孝雄

場所 オンライン開催ウェビナー コチラのQR
からCheck!



7/8 (土)
13:00 ~ 16:00

土曜ZOOMサロン

中皮腫ZOOM サロンスペシャルVer.

いつものZOOMサロンと少し趣向を変えて、
3つのお部屋(ブレイクアウトルーム)を用意いたします。
内容別にお好きなお部屋にお入りください。

1号室

胸膜中皮腫
の部屋

2号室

腹膜中皮腫
の部屋

3号室

家族の部屋

場所 オンライン開催

コチラのQR
からCheck!



7/15(土)
14:00～15:30

希少がん みんなで 相談Q&A悪性胸膜中皮腫

胸膜中皮腫の治療や療養に関して事前に受け付けた質問に、国立がん研究センターの吉田達哉医師が回答します。また、吉田医師と胸膜中皮腫患者さんとの対談も予定しています。

Q&A 吉田医師 座談会 吉田医師 & 胸膜中皮腫患者 胡桃沢 成之さん



吉田 達哉 よしだ たつや
国立がん研究センター中央病院
呼吸器内科

場所 オンライン 開催ウェビナー コチラのQR からCheck!



7/22(土)
13:30～15:30

市民公開講座～兵庫医科大学

ここまで話す! 中皮腫治療

兵庫医科大学病院で中皮腫の治療に関して専門医の講演を予定しています。

講演 橋本医師(呼吸器外科) × 富士原医師(放射線科) × 栗林医師(呼吸器内科)
登壇 長谷川 誠紀医師、加藤 陽子さん



はしもとまさき
橋本 昌樹
兵庫医科大学病院
呼吸器外科



ふじわらまさき
富士原 将之
兵庫医科大学病院
放射線科



くりばやしこうさう
栗林 康造
兵庫医科大学病院
呼吸器内科

場所 兵庫医科大学第3会議室(10号館 3階)

7/29(土)
13:30～15:00

希少がん みんなで相談Q&A悪性腹膜中皮腫

腹膜中皮腫の治療や療養に関して事前に受け付けた質問に、愛知県がんセンターの安藤医師と国立がん研究センターの下井医師が回答します。

Q&A 安藤医師 × 下井医師
座談会 安藤医師 × 下井医師 × 腹膜中皮腫患者 平田 勝久さん

場所 オンライン 開催ウェビナー コチラのQR からCheck!



あんどうまさし
安藤 正志
愛知県がんセンター
薬物療法部/
臨床試験部



しもいたつり
下井 辰徳
国立がん研究センター
中央病院 腫瘍内科

7/1～31

特別企画

ミגיעもん&Dr.ハシモト 中皮腫のこと教えてください

中皮腫患者の右田孝雄と兵庫医科大学病院の橋本医師がこれから中皮腫の治療をされる方、また現在治療されている方にできる限り分かりやすくお伝えしたいと思います。

毎日5分のYouTubeを配信

みぎくりハウス

YouTube
コチラのQR からCheck!



特別企画

インスタ写真展

お題に合わせた写真を送って「中皮腫啓発月間」を盛り上げよう!

お題 「クスッ」と笑える写真

Step 1



猫ちゃん、ワンちゃん、お孫ちゃん、趣味などクスッと笑ってホッコリする写真を撮影!

Step 2



#中皮腫アスベストギャラリー

△こちらのハッシュタグをつけてInstagramに投稿!

※インスタ投稿できない方は「みぎくりハウス」にご連絡ください



お申し込み方法

「中皮腫サポートキャラバン隊」のHPよりお申し込みください

みぎくりハウス



0120 310 279



共催:中皮腫サポートキャラバン隊/中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 後援:国立がん研究センター 希少がんセンター/一般社団法人 中皮腫治療推進基金

韓国からの ニュース

■入庁9カ月目の新任労働監督官の死

雇用労働部の30代の勤労監督官のA氏が苦情に苦しみ、自ら命を絶った。入庁9か月目だった故人は、請願人が職務遺棄などの疑いで本人と上司を検察に告訴したため、心的な負担を感じていた。

勤労監督官のA氏は1日、牙山市のある公営駐車場で亡くなっているのが発見された。A氏は天安支庁・勤労改善指導課で、請願人の陳情によって、解雇予告手当の支給に関する業務を行っていたが、この過程で問題が生じ、請願人が職務遺棄などの疑いでA氏と天安支庁長、担当課長などを検察に告訴した。4月末、検察は警察に事件を移管して捜査を指揮し、A氏は亡くなる数日前にこの事実を知った。

国公労の関係者は「自分のせいで他の人(上司)も告訴されたことに対する負い目が大きかったのではないと思う」と話した。

天安支庁は請願人の抗議で、A氏に「注意要求処分」をした。注意要求処分は、所属の機関長が、所属公務員が職務上の過失を犯したが、事案が軽微な場合に懲戒の議決を要求せずに行う処分、人事記録に残る。

更に深刻な問題は、このように、特異な苦情が解決されずに訴訟に繋がるケースだ。公職社会は、その責任のすべてを個人が抱え込むように設計されている。陳情人が行政処分に従わずに行政訴訟を提起した場合は、該当機関が訴訟の主体になるが、請願人が勤労監督官など公務員個人に恨みを抱いて訴訟をする場合は、十分な法律的な支援の後押しがさ

れないという指摘だ。

雇用労働部のイム・ジュヨン職場員協議会長は、「(公務員個人が) 告訴・告発されれば部署が支援するが、訴訟で勝つ場合に限定され、それも事後的に弁護士選任料の一部を支給するだけだ」と指摘した。2023年5月4日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者

■環境公務員、17年目に視神経炎、裁判所が「公務上災害」

ソウル行政裁判所は、論山市環境課の公務員のAさん(53)が人事革新処に対して提起した公務上療養不承認処分取り消し訴訟で、原告一部勝訴の判決を行った。

Aさんは環境保護課に勤務して17年目の2017年10月、右目に痛みが生じて診察を受けた結果、「右目の前部虚血性視神経症・両眼視神経萎縮」と診断された。その後、人事革新処に公務上の療養を申請したが、職務遂行による疾病ではないという理由で、不承認とされた。

Aさんは「約20年間、環境汚染物質の排出事業場の指導点検業務などをしながら、毒性化学物質と飛散粉じんに長期間ばく露した」として、2020年10月に訴訟を起こした。四ヵ月間の過労と苦情によって蓄積したストレスも発病の原因だと主張した。

実際、Aさんは悪臭などの環境汚染物質に関する苦情が届けられれば、退勤後や週末にも当該の事業場を訪問して点検しなければならなかった。Aさんが引き受けた事業場にはメタノール、ベンゼン、硫酸など有害物質を扱う業者が多数だった。

特に2017年6月には鳥インフルエンザ(AI)「深刻」段階が発令され、三交代で勤務した。約12週間、秋夕(旧盆)の当日を除いて連続勤務した。同期間の超過勤務時間だ

けでも月平均 75 時間に達した。

「悪質な苦情」も影響を与えた。住民たちが環境汚染物質による頭痛とめまいの症状を訴え、その過程での暴言も激しかった。住民の一人は、夜間や週末にも A さんに電話して、「10 分以内に来なければ殺す」と脅迫した。

裁判所は、A さんが過労とストレスで「視神経炎」を発症したと判断した。視神経炎は視神経に炎症が生じて神経繊維が機能を発揮できなくなり、視力低下・視野障害の症状が現れる疾患をいう。裁判所は「過労とストレスが眼疾患の発生と関連があるというのは、医学界で一般的に受け容れられている見解」とし、「過労やストレスが否定的な影響を及ぼす可能性は十分だ」と判示した。環境汚染物質にばく露されるといふ精神的な負担も大きかったと見た。裁判所は「過労とストレスが重なって免疫力が低下し、視神経炎の危険性を増加させた可能性が高い」、「原告の他の既存疾患によって視神経炎が発病したとは断定し難い」と指摘した。2023 年 5 月 8 日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■「危ないのでちょっと止めます」／サムソン物産「作業中止権」を 2 年間に 5 万件使用

サムソン物産は 2021 年 3 月、現場労働者の「作業中止権」を保障した後、2 年間に



113 の現場で、合計 5 万 2977 件の作業中止権が行使されたと明らかにした。一日平均 70 件の水準だ。

サムソン物産は 3 月から、急迫した危険がなくても、勤労者が安全でない状況だと判断すれば、作業中止権を積極的に使えるように保障した。

サムソン物産がこの二年間の作業中止権の発動・措置事例を分析した結果によれば、衝突を心配した安全措置要求が全体の 23.1% で、最も多かった。作業者の墜落や資材落下・挟まれに関する安全措置要求は、全体の 40% と集計された。サムソン物産の関係者は、「勤労者の作業中止権の行使が、安全事故の事前防止に重要な役割をしていると思われる」と話した。

サムソン物産は先月、現場労働者 969 人を対象に、作業中止権に関するアンケート調査も行った。これによれば、勤労者の半分以上 (500 人・52%) に作業中止権を使った経験があった。作業中止権が現場の安全に役立つという回答は 90% (871 人)、作業中止権の使用を同僚に積極的に勧めるという回答は 95% (921 人) と、いずれも高かった。

サムソン物産は法に規定された産業安全保健管理費とは別に、現場所長に与える安全強化費を追加で編成し、2 年間で約 500 億ウォンを執行した。また、安全で優秀な協力会社には入札参加機会を優先的に付与し、協力会社の安全管理費を 100% 先払いして、工事の初期から使えるようにした。2023 年 5 月 14 日 京郷新聞 シム・ユンジ記者

■「ホルマリン」散布した養殖場の移住労働者の白血病・・・労災認定

養殖場で働いてがんに罹った移住労働者に、労災が認められた。この労働者は養殖場

で働き、1級発がん物質であるホルムアルデヒドが含まれたホルマリンを扱っていた。

光州・全南移住労働者人権ネットワークは21日、「養殖場で働いてがんに罹った移住労働者が先月27日、勤労福祉公団から労災を認められた」と明らかにした。この団体は「養殖場の移住労働者が、業務上疾病として労災を認められたのは今回が初めて」と話した。

スリランカ出身のカーンさん(41)は、2010年に韓国に入学し、主に養殖場の労働者として働いてきた。カーンさんは2010年10月から一年間、国内のヒラメ養殖場で働き、2018年6月から9月までは、陸上のうなぎ養殖場で働いて生活した。

ワカメと昆布、アワビの養殖場などでも働いていたカーンさんは、2021年1月に全羅南道の大学病院で、「慢性骨髄性白血病」と診断され、直ちに抗がん治療に入った。カーンさんは「働いていた養殖場で使ったホルマリンが白血病の原因」とし、勤労福祉公団に労災を申請した。

カーンさんが働いていた養殖場のうち、ヒラメとうなぎの養殖場はホルマリンを使用した。ホルマリンには1級発がん物質であるホルムアルデヒドが37%含まれている。

カーンさんは「寄生虫の除去と水素の掃除などにホルマリンを使った。」「当時、呼吸保護具がない状態でホルマリンを散布した」と説明した。当局の調査で、カーンさんが働いていたヒラメ養殖場では、18ℓのホルマリン缶を毎月3.6缶ずつ使用したと推定された。うなぎの養殖場でも四ヵ月間、18ℓのホルマリン25缶を購入したことが分かった。

労働災害補償保険法は、ホルムアルデヒドにばく露して発生した白血病や咽頭がんは、「職業性がん」に該当すると規定している。

業務上疾病判定委員会は「申請人が勤務し

た養殖場でホルムアルデヒドの使用が確認され、作業環境を測定した結果、短期高濃度ばく露基準に近かったり超過したばく露があった」と判断した。続いて「ホルムアルデヒドは、作業の態様と最大ばく露量によっても白血病の発病の危険を高め、申請人の場合、(白血病の)平均的な発病年齢よりも低い点を総合的に考慮する時、業務との相当な因果関係が認められる」とした。2023年5月21日
京郷新聞 カン・ヒョンソク記者

■廃棄物処理場で毎年20人が死亡

リサイクル関連の産業で毎年20人余りの労働者が命を失う。

雇用労働部が集計した「廃棄物処理業死亡事故現況」によれば、最近6年間に廃棄物処理場で仕事に死亡した労働者は89人だ。労災の公式統計の基準とした廃棄物処理業は、韓国標準産業分類・中分類の「廃棄物収集・運搬・処理および原料再生業」の小分類「廃棄物収集・運搬業」と「廃棄物処理業」そして「解体・選別および原料再生業」に該当する事業場をいう。

雇用労働部によれば、昨年、廃棄物処理業での労災死亡者は9人だ。タイプ別には、△高所作業中の落下2人、△設備点検などの作業中の挟まれ2人、△車輛などにぶつかった1人、△火気作業中の爆発・破裂4人だ。

幸い2021年の28人より事故が減った。類型別には、△挟まれ10人、△落下5人、△ぶつかり3人、△その他10人だ。2017～2020年では、年平均19人(計76人)の死者が発生したが、2021年に入って死亡者が47.3%も急騰したのだ。労働部は死亡事故危険警報も発令した。2023年5月30日
毎日労働ニュース カン・ソクヨン記者(翻訳:中村猛)

前線から

労災受給の権利を事業主から守れ！

メリット制廃止の院内集会参加レポート

東京

まさに五月晴れだった5月22日、衆議院第一議員会館にて、「労災被災者の生活と権利を守り、労災保険料のメリット制の廃止を!!」と題された院内集会が開催された。

当日、議員会館に入っすぐの待合スペースで、犬が3匹ほど行儀よくしていた。犬もメリット制に反対なのかと感心していたら、トレーナーらしき人たちに連れていかれた。どうやら、メリット制の院内集会の隣で、介護犬の扱いに関する集会が行われていたようである。メリット制とは関係なかったが、犬も活動家になる時代なのだ。

それはさておき、メリット制廃止への院内集会の話。今回の集会の目的は、議員やマスコミに、メリット制のせいで起こっている問題を認識してもらうことだ。なので、集会の内容は、

集まってくれた人々の前で、メリット制があることによって起こる問題について数名が講義をし、質疑応答して終了というものだった。

講義の内容はややこしいので、後で私なりにまとめるとして、集会には、社民党の福島みずほ議員、立憲民主党の岸まきこ議員と、石橋みちひろ議員の秘書、日本共産党の宮本徹議員が参加し、また、共同通信、朝日新聞等のマスコミも数社取材に来ていた。目的であった議員やマスコミへの問題周知と顔つなぎとしては、成功だったと思う。

さて、講義+質疑応答の内容を、私なりにまとめて

みる。私も集会に参加するまで、今回の問題がどこにあるのかよくわかっていなかったのも、このまとめで、読んだ方々の問題意識を喚起できれば幸いである。

まず、そもそも労災保険料のメリット制とは何か。これは、一般の保険にもよくあるシステムで、要は、労災が起こってない会社は保険料を安くし、労災が起こっている会社は保険料を高くしますという制度である。実はかなり古くからある制度で、1951年に運用が始まっている。

ではなぜ、そんな昔からある制度に対して、今さら廃止を求めているのか。発端は、2022年12月13日の厚労省から出た、「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱



岸まきこ議員

いに関する検討会」報告書という報道発表である。

まず、事業主が、労災の支給決定に対して不服を申し立てたとしても、事業主は処分を受けた当事者ではないので、厚労省はこれを受け付けられない。これは、今までもこれからも変わらない。だが、2022年12月の発表によると、事業主が、「労災の支給決定については文句言いまへん。せやけど、この事故、わてのところには責任おまへんでっしゃろ。メリット制に反映させて、うちの保険料上げるのは勘弁してくれまへんか？」という主張をするなら、厚労省としては、当事者なので、審査請求を受け付ける、というのである。

メリット制に反映させるのを勘弁するというのは具体的にどういうことかという、一旦支給が決定したこの事故が、実は支給要件を満たしていなかったとして決定をひっくり返すことである。要は結局、メリット制が適用されている企業の事業主は、労災の支給決定に対して、文句を言うことができるようになってしまったのだ。ただし、厚労

省が2023年1月に出した通達では、行政訴訟で決定が逆転したとしても、労災給付決定を取り消すことはしないとしており、被災者には影響がないように思える。

ところが、被災者にかかわる大きな問題が三つあるのだ。

一つ目の問題は、この被災者の、上乘せ補償が要求しにくくなることである。通常、休業時に労災保険から補償される金額は給与の60%分であり、それ以上の40%分をもらおうとすると、企業に談判するしかない。(正確には、被災者は休業補償にプラスして特別支給金が20%もらえるので、それも考慮した話し合いになることも多い。)その際、労災の決定が揺るがないものなら、国が企業の責任を認めているわけなので、交渉も有利に進められる。しかし、労災の決定が変わる可能性があるなら、企業は、最後まで責任の所在について争ってくるだろう。

二つ目の問題は、今後の労災の支給決定がされにくくなるということである。労災請求について、労働基

準監督署の担当者が、のちに行政訴訟を起こされることを憂慮し、事業主の主張に沿った対応や検討に重きをおいてしまうことが予想される。また、支給が間違えていましたとなった場合、それより後に起こる類似の案件は、支給の決定がされにくくなるだろう。

三つ目の問題は、将来的に、本当に通達通りに被災者の補償が守られるのかということである。労災支給決定に、事業主は口を出せないという、労災保険制度が始まったときから続く労働者保護の大原則を、たった2回の研究会で反転させてしまうような政府だと、いつ、被災者に、やっぱり支払った労災支給金を返還してくださいと言い出すかわかったものではない。また、現在も係争中の、あんしん財団事件では、この2023年1月の通達が出る前に、メリット制での保険料への影響を理由に、事業主に、労災支給決定に対する裁判の、原告適格が認められてしまっている。よってこの裁判では、被災者の補償が守られない可能性がある。この判決次第では、今後の、支給金の保護がな

し崩し的になくなったりすることも考えられる。

このような問題をはらんだ報道発表や通達を厚労省が出してしまったため、それを見た有志が、なんとかこれを撤回させねばならん、ということになったのであるが、公式の通達として出ているうえ、あんしん財団事件を筆頭とするいくつかの事件で司法が事業主の介入を認めてしまっているため、この不服申し立てに関する変更自体をやめさせるのは困難である。ではどうするのか。

だったら、メリット制自体を廃止にすればよい。そうすれば、事業主は労災支給決定に不服を言う根拠を失うはずだ。これが、今回のメリット制廃止運動の流れである。

メリット制自体も、施行当時からたびたび問題になっている制度である。よく争点になるのは、①労災

防止の動機付けに本当になっているのか、②労災隠しの動機付けになっていないか、③メリット制は、ある程度以上の規模の会社でないと適用されないルールになっている。そして、労災というのはそんなたびたび起こることでもないのに、適用された会社の9割は保険料が安くなっている。これは、中小企業の負担を間接的に増加させていないか、④もともとメリット制は労災の赤字を何とかするために作られた制度だが、黒字転換している現状、目的が形骸化していないか、などである。

今回は、その辺のことや、その他の問題点を徹底的に突いて、メリット制を廃止させ、ひいては事業主が労災支給決定にちゃちゃを入れるのを防ごう、ということである。

以上が、講義の内容を私なりにまとめたものだ。読

んでいておかしい点があったら、関西労働者安全センターまでご連絡をください。話し合います。

実は、私自身は、メリット制自体は、そんな喫緊に廃止しないとイケないほどの悪い制度とは思っていない。ただそれが、決定した労災支給を取り消されるようなことにつながるのであれば、それを防ぐ手段として、廃止しちゃう分にはいいと思う。70年以上も続いてきた制度なので、そう簡単にはいかないだろうが。

全国安全センターの、今後の活動方針として、まずはこの制度を利用した不服申し立ての裁判記録を、議員を通して質問して集めて、メリット制廃止の筋道をたてようとしているところである。私も可能な限りお手伝いしていく所存だ。(事務局 種盛真也)

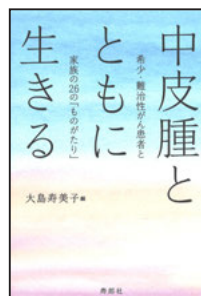
中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の26の「ものがたり」

北里学園大学教授

大島寿美子 編

寿郎社
四六版 232 頁
本体 2000 円+税



6月の新聞記事から

5/1 パワハラや虚偽申告などの不祥事を起こしたとして、兵庫県警が3月中に計24人を処分していた。いずれも軽微な処分。西播方面の署の50代警部補は昨年6～11月部下3人に、大声でしゃったり、腹部を殴ったりした。県警は警部補の行為をパワハラと認定。パワハラを把握しながら報告を怠った警部とともに処分した。阪神方面の署の40代警部補は2021年4月～昨年9月、週2～3日のペースで部下2人を連れ、居酒屋からスナックのはしご酒を繰り返し、県警はアルコールハラスメントと判断した。

5/2 新潟市水道局に勤務していた男性が上司によるパワハラを訴え自殺した問題で、男性の妻が、裁判で市の責任が認められた後も水道局の対応が不十分であるとして、水道局の対応について改善を求める中原市長あての手紙を新潟市の担当者に手渡した。2007年、新潟市水道局に勤めていた男性は、上司からのパワハラを示唆する遺書を残して自殺。遺族は2015年に新潟市を提訴し、去年11月、新潟地裁は市の責任を認め3500万円の支払いを命じた。3月末中原市長が遺族に直接謝罪した。

5/11 東北電力女川原子力発電所の敷地内で、転圧ローラー車がバランスを崩して横転した。車を運転していた60代の男性作業員が車と地面の間に足を挟み、左足首などを骨折した。男性は工事車両が通行する道路の整備作業中だった。

トラック運転手の男性(52)が2019年、運転中に心筋梗塞を発症して死亡したのは長時間労働が原因だとして、男性の母親(76)が、勤務先の会社側に約5400万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。亡くなる直前6カ月の時間外労働は、月平均159時間に上っていた。男性は18年10月に運送会社「田平陸送」(大阪府交野市)に入社。19年8月、広島県内の国道でトラックを運転中に心筋梗塞を発症し死亡した。北大阪労働基準監督署は22年9月に労災を認定した。

5/16 東京品川区大井の老人ホームの建設現場で、大型のクレーン車が掘削用の機械をつり下げて運ぶ作業中に、ワゴン車やトラックなど車3台の上に横転する事故があり、ワゴン車に乗っていた男性が死亡した。トラックに乗っていた男性も足の骨を折るだけだ。

5/17 長崎ヤクルト(長崎市)の総務課長だった男性(50)が2020年に自殺し、別の男性社員2人が退職したのは、同じ上司によるパワハラや長時間労働が原因として、遺族と男性2人が上司と同社に計約1億5300万円の損害賠償を求め、長崎地裁に提訴していた。昨年10月14日付。自殺した男性は17年、前任者の退職に伴い営業職から事務職の総務課長に着任。20年9月ごろから、上司に理不尽な叱責や指導を受け、同10月ごろからうつ症状を発症し、同12月に自殺した。長崎労働基準監督署は23年3月、自殺を長時間労働による労災と認定した。元社員の男性2人は12年と17年にそれぞれ退職。同じ上司から、長時間怒鳴られるなどのパワハラを受けた。

5/19 北海道白老町の日本製紙白老工場で、外部の業者の男性が高圧洗浄車を使い作業をしていたとこ

ろ、ホースが接続部から外れ、顔面をホースが直撃した。男性は病院に運ばれたが、20日午前、死亡した。男性は、ヘルメットを着用していたが、顔と頭部にけがをして、意識不明の状態だった。

5/22 愛媛県今治市内にある造船所で発生した労災死亡事故の現場に、有資格者を配置していなかったとして、今治労働基準監督署は下請業者と同社の現場責任者の男(57)を、労働安全衛生法違反の疑いで松山地検に書類送検した。この業者は去年8月、建造中の船のエンジンルーム内で「つり足場」を解体する際、派遣労働者の男性(50代)が足場から落ち、死亡した。

5/24 新型コロナウイルスの感染による労働災害の死傷者が、2022年は15万5989人に上り、前年の8倍超となった。厚労省は、労災による死者数と4日以上の休業者数をまとめた。コロナ関連の労災を業種別でみると、「保健衛生業」が、前年の11.5倍となる13万8752人で9割近くを占め、「製造業」で4197人(前年の1.9倍)、「建設業」で2766人(同2.4倍)などが増加した。コロナを除いた労働災害による死傷者数は過去20年で最も多い13万2355人にのぼった。前年より1769人増加した。死亡者数は774人で最も少ない。労災の原因としては「転倒」が最も多く、高齢の労働者の転倒の割合が高い。

5/25 スイスの大手時計メーカー、スウォッチグループの日本法人で働く50代の女性社員が精神障害を発症したのは、日本法人の社長による執拗な叱責などが原因だったとして、中央労働基準監督署(東京)から労災認定されていた。認定は昨年11月28日付。女性は2008年にスウォッチグループジャパンに入社し、広報業務を担当。21年3月に就任した社長から激しい叱責を執拗に受け、8月に人事評価を下げられた。9月には報告の遅延やミスを理由とした業務改善プログラムを受け、適応障害を発症した。

5/26 社会福祉施設での労働災害の死傷者数が高止まりにある。22年に全国で発生した労働災害状況によると、社会福祉施設で発生した休業4日以上の死傷者数は1万2,780人。5年前の2017年と比べ46.3%の増加。事故の内訳は「動作の反動・無理な動作」が最も多く全体の35.0%。次いで「転倒」(34.3%)が多く、主な要因は「労働力の高齢化」。

5/31 建設現場でアスベストを吸い肺がんや中皮腫を患ったとして、神奈川県元建設作業員と遺族ら28人が建材メーカー6社に計6億9300万円の損害賠償を求めた訴訟の差し戻し審判決で、東京高裁は、太平洋セメント(東京)など4社の責任を認め、原告22人に対し計約1億300万円を支払うよう命じた。2021年5月の最高裁判決で差し戻された訴訟で判決が出たのは初めて。渡部勇次裁判長は判決で、4社は1973年以降、一部の建材で、75年以降はすべての建材について、石綿の危険性を表示する義務を負っていたが、怠っていたと判断した。その上で、原告の職種ごとに市場シェアが10%を超えていたメーカーの責任を認定した。原告の6人については「メーカーの建材から石綿を吸い込んだと認められない」として請求を棄却した。

2023年夏期カンパのお願い

日頃より関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援・ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されました。

患者数の把握方法も、定点医療機関で把握した患者数を一週間ごとにまとめて公表することになりました。国による医療費負担もなくなり、隔離した入院措置などの対応も今後はありません。だからといって、急に感染者数が減少したというわけでもなく、5月以降感染者数は増加に転じており、9波が始まっています。

2022年度の新型コロナウイルス感染症に関する労災請求は累計159,018件、支給決定は149,481件となりました。2021年度の請求件数22,904件、支給決定件数19,608件と比べて、とんでもない数になっています。

5類に移行しても感染は続いており、職場や保育園などで複数の感染者が出たという話を、度々聞きます。職場での最低限の感染症対策は継続する必要があります。またコロナによる休業や濃厚接触者の自宅待機などの措置での補償問題なども引き続きあります。

昨年4月からは、パワーハラスメント対策が、中小企業についても義務づけられ、すべての事業主に措置義務が課されていますが、センターにはハラスメントによるメンタル不調の相談が、度々寄せられています。

建設アスベスト訴訟では、建材メーカーはいまだに責任を認めておらず、裁判が続いています。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさん一人ひとりとの連帯が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2023年6月

関西労働者安全センター
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259